

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。今回かかっておりますハーグ条約については、第二次世界大戦で大量の文化財が破壊の被害に遭ったことを受けて、武力紛争の際の文化財保護のための包括的な国際約束として作成されたもので、世界遺産条約と並んで国際的な文化財保護というための主要条約とみなされております。この条約を締結することは、日本が国際社会における文化財保護のための取り組みで積極的な役割を果たす上で、私も重要なものだと考えております。

先ほど来、質疑がありましたけれども、日本が、一九五四年九月に署名を行ったのに、半世紀以上にわたって国会提出に至らなかった。いろいろ御説明がりましたが、私も伺いながら、やはり余りに遅過ぎたという批判は免れないなというふうに思っております。

その上で、まず伺いたい問題ですが、この続いての第二議定書という問題で、これは、ハーグ条約を補足して、実効性を高めるために、同条約に定められた特別保護制度を強化された保護というように抜本的に改めている。これは大臣、今到着されたばかりなので、大臣じゃなくて結構ですが、日本にとって、この第二議定書によって条約の実効性というのがどのように高まったというふうに考えておられるのか、お答えをいただきたいと思えます。

◆山本政府参考人

お答えいたします。幾つかの点で実効性が高まったと思っておりますが、例えば、一つは、今まさしく先生の御指摘がありました、特に重要な文化財に対してより高い保護を与える制度の改善です。条約におきましては、特別の保護という制度が定められていましたけれども、この特別の保護の制度は、この制度の保護を受けるためには、既に御指摘のように、文化財が軍事目標から十分な距離を置いて所在するというような条件を満たす必要がありまして、それでいながら、十分な距離が具体的にどの程度かということも明確ではありませんでした。したがって、第二議定書におきましては、この十分な距離という概念を、制度の適用をすることをやめまして、新たに強化された保護という制度を設けて、文化財に高い保護を定めるための要件をより明確にしております。

それから第二点目に、条約本体は、締約国として、文化財を武力紛争による予見可能な影響から保全するための措置をとることや、文化財に対する敵対行為を差し控えることにより文化財を尊重するという規定があるんですけども、どういうことをしたらいいか、ここで具体的な措置がよくわからなかったんです。第二議定書では、これらについて、より具体的な内容を書いてございます。例えば平時においてとるべき措置として、目録の作成ですとか、火災や崩壊から守るための緊急措置について準備するとか、そういうことをやってはどうだということを書いて、条約の実効性が上がるように配慮されております。

さらに三点目といたしまして、条約本体では、違反があった場合には、自国の通常の刑事管轄権の枠内で措置をとるとのことだけしか書いてなかったんですけども、第二議定書におきましては、個人による条約などの違反があった場合には、一定の行為を犯罪化して、そしてまた裁判権を設定するという義務も定めております。

とりあえず、以上でございます。

○笠井委員

そこで、文化庁に伺いたいと思えますが、この条約を履行するために国内法が先日成立いたしました。これまで政府は、我が国では重要文化財等が集中する代表的な地区として、京都、奈良の文化財があるとしながら、条約第八条の特別な保護制度の適用条件を満たすのは困難だということも言われてきました。

しかし、今もありませんが、第二議定書による制度の改善で、文化財と軍事目標間の十分な距離の概念が制度適用の要件から除外されるという措置が図られている。このことから見ますと、日本でも、京都や奈良の文化財だけじゃなくて、例えば、原爆ドームなどの世界遺産に登録されている文化財の多くに保護が適用できる可能性があるというふうに思うんですけども、そういうふうなことで考えてよろ

しいんでしょうか。

◆土屋政府参考人

お答えいたします。先生御指摘の第二議定書におきます強化保護文化財についての要件でございますが、例えば、当該文化財が、人類にとりまして最も重要な文化遺産であることとか、あるいはその文化財が、文化上及び歴史上の特別の価値を認め、並びに最も高い水準の保護を確保する適当な立法上及び行政上の国内措置により、当該文化財が保護されているといったようなことが要件になってございます。

御指摘の京都、奈良の文化財につきましては、その中でも、古都奈良の文化財でございますとか、あるいは古都京都の文化財といったことで世界遺産の登録をしておるわけですが、こういうものにつきましても、先ほど申し上げましたような基準、あるいは現在検討中のガイドライン等に照らして該当する場合は、強化保護を付与する対象になるわけでございます。

私どもとしては、我が国の世界文化遺産に登録されている文化財は、その候補として十分になり得るというふうに考えてございますが、今後具体的に、先ほど申し上げました、現在検討中の詳細な手続がありますとか基準が作成されてまいりますので、それらを踏まえて具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○笠井委員

このハーグ条約の締約国は百十六カ国で、第一議定書が九十三カ国、第二議定書が四十四カ国となっております。例えば、OECD加盟の三十カ国中では、三条約を締結していない国が、アメリカ、イギリス、韓国など六カ国というふうにカウントできると思うんですが、世界が共通して文化財の保護で協力し合うためには、締約国がさらにふえて、すべての国が締結していくことが必要であって、そのことがより実効性を高めるものになるということと言うまでもないと思います。

そこで、大臣に伺いますが、日本が文化財保護のために積極的な役割を果たそうとするならば、今回を機に、各国に条約の締結を呼びかけるとともに、文化財保護に取り組むユネスコへの支援を強化するなど、国際社会におけるイニシアチブを発揮するというのがいよいよできるし、やらなきゃいけないときだと思わなければならないけれども、具体的にどのような行動をとっていくと考えていらっしゃるか、御答弁をお願いします。

◆麻生国務大臣

今御指摘のありましたように、条約締結国が百十六カ国に対して、第一議定書の九十三カ国、第二議定書は四十四というのが今現状であります。

したがって、具体的に、第二議定書の方が現実問題としていろいろやりやすくなったということはもうはっきりいたしておりますので、日本としては、この締結をもちまして、我々としていろいろ働きかけていくことはしやすくなると思っております。御指摘のとおりだと思いますので、今、アメリカ、イギリス等々、いろいろまだ未締結のところがございますので、この問題に関しては、戦争等々多くの予測せざるものによって条約違反ということは起こり得るというのを未然に防いでおくというのは大事なことだと思いますので、私どもとしては、この点に関しましては、日本も入ったのでという前提が立ちますので、今後、他の国に積極的に働きかけを行ってまいりたいと思っております。

○笠井委員

まさに今答弁で言われた中で、今日、世界的に見て武力紛争に大きくかかわりを持つ大国といえ、締結していないアメリカ、イギリスというのがまず挙がってくるわけです。特に最近でいえば、イラク戦争で世界四大文明の一つであるメソポタミア文明であるイラクの貴重な文化財が破壊をされる、そして世界に大きな衝撃を与えたことは記憶に新しいところであります。

そこで伺いたいんですが、イラクで破壊、略奪された文化財は一体どのような規模だったのか、そして、これまでにどの程度返還されてきたのか。政府が承知している範囲というか、掌握している範囲でどのようなものかということで、事務方で結構ですが、伺いたいと思います。

◆山本政府参考人

お答えいたします。先生御指摘のように、残念なことに、イラクでは、バグダッドの国立博物館などで数多くの貴重な文化財が破壊、盗難、略奪などの被害を受けたというふうに承知しております。

政府としてその具体的な数を把握するには残念ながら至っておりませんが、国立博物館からメソポタミア文明の貴重な文化財約一万五千点が略奪されたという報道がございますが、これは、二〇〇四年四月に日本を訪れましたイラク国立博物館長のドニー・ジョージさんという方がこのように述べたというふうに承知しております。

○笠井委員

大臣、アメリカといえば戦争を起こした一番の当事国でありまして、もちろん、大義のない戦争を起こさなければ、またそれを支持したりしないでとめていけば、文化財も破壊されなかったという大問題もあって、その点での責任は重大だと私は思っているんです。

同時に、問題は、今の問題とのかかわりでいいますと、そういう中で、今答弁にありましたイラクの国立博物館長も来日した折に証言もしておりますが、現地で米軍が文化財保護措置をとらなかったということで、イラクの中でも、そしてアメリカでも、国際的にも激しい怒りと批判が起こっているという現実が一方であるわけです。こういうことについて大臣がどう思われるかというのが一つ。

もう一つ、いずれにしても、この条約は武力紛争が起きた当事国の両者が締結していなければ効力を発揮しないわけで、アメリカなどがこの条約を締結することは、まさに世界の文化財を保護していく立場からも極めて重要だ。そして、現実にもそういう問題がやはりあったということであれば、そういうことも踏まえて、今後、締結を働きかける、アメリカにもやるというふうにおっしゃるわけですが、そしてしっかりやるというわけですが、政府としては、どういう場面で、どういう形で、このイラクで起こった現実も踏まえて働きかけるのか。

つまり、今回の米軍による、略奪ということを阻止できなかったというか、措置をとらなかったという問題についてどう考えていらっしゃるか。それから、そういうことも踏まえて、どういう場で、どういう形でアメリカに締結を働きかけるかという点で、大臣、いかがでしょうか。

◆岩屋副大臣

先生の御指摘のイラクの話でございますが、米軍が文化財を攻撃対象にしたということはなかったんじゃないかなと思います。

それと、先ほど、一万五千点、メソポタミア文明の文化財がなくなったということですが、これは主に自国民による略奪だったというふうに承知をいたしております。

いずれにしても、先生御指摘のとおり、大臣も累次にわたって答弁をいたしておりますように、米国に対してもしっかりと働きかけていく所存でございます。

○笠井委員

攻撃対象というふうには私は言ったんじゃないなくて、来日した向こうの博物館長自身が、現場で米軍が、要するに略奪を阻止するというか、逆に保護する措置をとらなかったというのがあったんだということも実際言われているという問題があって、それがまたアメリカ国内でも怒りになって、関係者がいろいろ提起されているという問題もあるわけなんですということを申し上げたわけで、いずれにしても、しっかり働きかけるということなので、それはやっていただく必要があると思います。

もう一つの問題ですが、先ほど来、自然遺産の問題ということで、さらにその問題もやる必要があるというお話がありました。同時に、このハーグ条約というのは、文化財分野における人道的な精神に基づく条約と言えるわけですが、武力紛争時だけではなくて、自然災害の際にも同じような精神で文化財保護に取り組むように、今までの到達を踏まえて、さらにこれを拡大し発展させる必要もあるのではないかと問題提起があります。

このことが国際的にも強く要望されていて、既に、国際博物館会議とか国際図書館連盟など文化財分野にかかわる国際NGOが連携をして、一九九六年にブルーシールド国際委員会、ICBSというのを設立するなど、そうした運動が強められているという国際的な状況があります。

これまででも、例えば国際赤十字は、そもそも武力紛争時に敵味方の区別なく傷病者を救助するという活動から始まって、現在では、自然災害の場合も人命を救助する活動まで発展をしてくれているわけですが、我が国として、文化財の保護についても、武力紛争時にとどまらず、自然災害のときにおける取り組みまでさらに発展させていく。今後の課題ですけれども、そういう意味でも貢献するということは意

義があるというふうに考えるんですが、これはできましたら大臣に、今の時点でどういうふうにお考えですか、答弁をお願いします。

◆麻生国務大臣

今ブルーシールド委員会の話が出ましたけれども、これはそもそも、文化遺産を戦争とか自然災害とかいうものの脅威から保護するということを目的に、たしかNGO四つでしたか、設立されたというのが経緯なんだと思います。

事前にこういったようなものを予防するという面から、これは人命もだけれども、文化財の保護もやってもらわないと、復旧とか修復不能というものもいっぱいあります、バーミヤン遺跡とかいろいろよく例が出ますとおり。そういった意味で、こういったさまざまなものに取り組むという姿勢がすごく大事なんだと思うんですね。何となく、文化が違う、文明が違うと価値観も違いますので、それはそんなに大事なものかというような話、意識がないととてもそういったものを保護しようという気にもならぬというようなことになると、これはどうしてもいけません。

そういった意味では、文化遺産の国際協力推進法というのが昨年六月でしたか、つくられております。こういったものをてこに、国際協力とかこういったようなものは文化が、特に日本の場合はここだけ一カ国独立した文化圏、文明圏というものを持っておりますので、なかなか理解されがたいところもあろうと思いますので、これはこちらのためにもなろうことだと存じます。我々としては、この面に関しましては積極的にこの種の話を広めていくという努力を、今回これを通していただきますといういろいろな言いやすくなるというように考えてもおります。

○笠井委員

終わります。